

議員提出第3号議案

足立区政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和2年3月24日

提出者

足立区議会議員	吉岡	茂
同	岡安	たかし
同	かねだ	正
同	ぬかが	和子
同	鈴木	あきら
同	渡辺	ひであき
同	小泉	ひろし
同	たがた	直昭
同	はたの	昭彦
同	ただ	太郎
同	吉田	こうじ
同	土屋	のりこ

足立区議会議長 鹿浜 昭 様

(提案理由)

政務活動費の交付に関する条例について見直しを行い、整備する必要があるため、本案を提出する。

足立区政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

足立区政務活動費の交付に関する条例（平成13年足立区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第11条中第2項を第3項とし、同条第1項中「議長は」を「前項に定めるもののほか、議長は」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

議長は、第9条の規定により提出された収支報告書等の写しを足立区議会のホームページに掲載することにより、政務活動費の使途を住民に公表しなければならない。

付 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第11条の規定は、令和元年5月26日以降に交付した政務活動費に係る収支報告書等について適用し、令和元年5月17日以前に交付した政務活動費に係る収支報告書等については、なお従前の例による。